

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月から平成○年○月までの約51年間の職業歴が認められる。

請求人によれば、昭和○年○月から昭和○年○月までの間のうち21か月は建設会社の季節雇用の土工として、振動工具（ピック、ランマー、プレート）を使用した業務に従事し、昭和○年○月から昭和○年○月までの間のうち、35か月は大工として丸ノコ、サンダー等の振動工具を使用した業務に従事していた。

請求人は、腰痛で通院していたA病院の医師に手指の冷たさや痛みのことを話したところ、B病院を紹介され、平成○年○月○日、同病院に受診、「振動障害、両変形性手関節症、両変形性肘関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、C所在の株式会社D工業所（以下「最終在籍事業場」という。）を最終振動工具使用事業場として、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が労働基準監督署（以下「監督署」という。）に提出した平成○年○月○日付けの陳述書及び職歴調査表並びに平成○年○月○日監督署受付の雇用保険被保険者総合照会票等から、請求人には、昭和○年○月から平成○年○月までの約51年間の職業歴が推認され、うち、昭和○年○月から昭和○年○月までの間のうち21か月は、振動工具（ピック、ランマー、プレート）を使用した業務に従事し、昭和○年○月から昭和○年○月までの間のうち35か月は、大工として丸ノコ、サンダー等の振動工具を使用した業務に従事していたとされている。

(2) 請求代理人は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人は、鉄筋の切断機・曲げ機の振動や衝撃に長期間（340か月）ばく露しており、監督署が認める振動作業（56か月）の後に、請求人の身体、特に肘や手に与えた影響は否定できない。」と主張している。また、請求人は、前記陳述書において、要旨、「昭和○年○月から平成○年○月まで、会社によっては、土場の加工作業が少なかったり、現場での取付作業のみの所もあったが、鉄筋工として働いた。平成○年○月から平成○年○月まで、請求人は鉄筋加工職として、鉄筋の切断加工、曲げ作業に従事し、特に短い鉄筋の切断の場合は跳ね返りの振動がかなり強く、手がしびれることがあった。」などと述べている。

(3) ところで、業務による振動障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、以下、認定基準に基づいて、請求人の本件疾病の業務起因性について検討する。

ア 請求人の振動工具の使用期間は、請求人の申立てにより通算で4年8か月、2,205時間と推定され、振動業務に相当期間従事したものと判断される。

イ 次に、「手指、前腕等の末梢循環障害」、「手指、前腕等の末梢神経障害」、「手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害」（以下「3障害」という。）については、請求人の主治医であるE医師は、意見書において、要旨、「頸椎X線検査で所見あり、頸椎根症の疑いがあるものの、3障害の病態は振動障害による病態が主要なものと診断される。」と述べているが、F医師は、意見書において、要旨、「請求人は、振動工具を最終使用した昭和○年○月から症状出現とされる平成○年○月頃までの約20年の期間、症状を訴えておらず、原因が振動ばく露であれば、その間、無症状というのは考え難い。通常、症状発現の原因となる振動ばく露がなくなってから発病したり、症状が悪化することは殆どなく、他の疾患や加齢などが原因と考えられる。」と述べている。この点、G医師は意見書において、要旨、「両手関節及び両肘関節に変形性関節症（+）あり。手・肘関節ともに変性の左右差は認められない。第5／6頸椎に椎間板狭小を認め、同部位には、椎間孔狭小を認める。」と述べており、H医師は意見書において、要旨、「X線像より、頸椎の変性や狭窄所見があり、第5／6頸椎椎間板の狭小化が顕著で脊柱管への椎体骨棘の突出も認められ、変形性頸椎症で第6頸髄神経根への刺激は考えられる。両側手関節は、変形性関節症と判断できる程の関節変形は認め難く、年齢相応で、肘関節は、上腕骨／尺骨間関節にごく軽度の関節面の骨硬化所見はあるが、加齢現象範囲のものと判断できる。」と述べている。

振動障害の主徴であるレイノー現象については、請求人からの主張のみで、医師の視認または客観的資料からは確認されていない。

したがって、本件疾病について、症状出現の経過及び関係医師の医証から、振動障害による病態が主要なものとは認め難い。

ウ また、請求代理人は、鉄筋加工機械の振動が、監督署が認める振動作業（昭和○年○月）後に、請求人の身体、特に肘や手に影響を与えたと主張してい

る。

請求人が使用したとされる鉄筋切断機及び鉄筋曲げ機は、認定基準に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る。）、チェーンソー取り扱い作業指針（平成21年7月10日付け基発第0710第1号）及びチェーンソー以外の振動工具の取り扱い業務に係る振動障害予防対策指針（平成21年7月10日付け基発第0710第2号、丙2）（以下「指針」という。）に列挙されている振動工具に該当せず、請求人が最終在籍事業場において使用した鉄筋加工機（鉄筋の切断及び曲げ）の手腕振動測定結果及び同種の鉄筋加工機（鉄筋切断）による測定結果（1回の切断本数8～10本）からも、同指針に定められた「日振動ばく露限界値」を超えておらず、さらには「日振動ばく露対策値」をも超えていないことから、認定基準の「著しい振動を与えるもの」に該当しないものと判断する。

- （4）以上みたとおり、請求人は、相当期間振動工具を使用した業務歴を有しているものの、請求人の本件疾病は振動障害による病態が主要なものとは認め難く、レイノー現象も確認されていない。

さらに、F医師も述べているように、医学経験則上、振動障害は振動業務に従事しなくなれば軽快していくことが通常であり、振動業務に従事しなくなってから発現ないし増強する症状は、振動業務によるものとは認め難いとされていることからみて、請求人の障害は、振動障害とは認められない。

また、決定書に説示するごとく、請求人の両変形性手関節症及び両変形性肘関節症は、労働基準法施行規則別表第1の2第3号1に該当する業務上の疾病とは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。